

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
7	保育所における保育の実施等に関する事務 基礎項目 評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

行方市は、保育所における保育の実施等に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを低減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

行方市長

公表日

令和7年3月7日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	保育所における保育の実施等に関する事務
②事務の概要	①申請に基づき保育所への入退所を管理 1. 申請受付(宛名参照) 2. 入所選考会議 3. 入所決定 4. 入所承諾通知 ②世帯状況、世帯員の税額等を参照し、徴収基準表をもとに保育料を決定、徴収 1. 口座申込 2. 家族住民税参照 3. 料金計算 4. 保育料決定通知 5. 口座振替依頼(納付書作成) 6. 振替(納付)結果消込 ③運営費報告資料の作成 1. 児童数集計(月報) 2. 運営費集計(年度報) ④必要に応じて、公金受取口座情報を活用した給付を行う 申請・届出等は窓口、郵送、及びサービス検索・電子申請機能で受領する。 処分通知等は郵送、マイナポータルのお知らせ機能で通知する。
③システムの名称	保育料システム、宛名管理システム、中間サーバー、マイナポータル、いばらき電子申請・届出サービス、申請管理システム、EUCシステム、庁内データ連携システム
2. 特定個人情報ファイル名	
1. 児童台帳情報ファイル 2. 家族台帳情報ファイル 3. 宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項別表9の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表14、15、17の項 ・公的給付の支給等の迅速かつ正確な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規定第2条第42項 【情報提供の根拠】 ・実施しない
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民福祉部こども課
②所属長の役職名	こども課長
6. 他の評価実施機関	
総務省	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	行方市市民福祉部こども課 茨城県行方市玉造甲404 0299-55-0111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	行方市市民福祉部こども課 茨城県行方市玉造甲404 0299-55-0111
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年1月20日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年1月20日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。	
9. 監査		
実施の有無	[☐] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	行方市側のシステムにおいては、情報提供ネットワークシステムで情報照会を行うことができる端末、職員、参照範囲が必要最小限となるよう、アクセス制限を設定している。また、アクセス権限の所持者には、事務取扱担当者の研修において離席時のログアウト徹底を呼びかけおり、監査も実施している。これらの対策を講じている。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月28日	I－5評価実施機関における担当部署名①部署	保険福祉部こども福祉課	市民福祉部こども福祉課	事後	
	I－5評価実施機関における担当部署名②所属長の役職名	こども福祉課長 近藤 芳子	こども福祉課長	事後	
	I－7 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	行方市保健福祉部こども福祉課 茨城県行方市玉造甲404 0299-55-0111	行方市市民福祉部こども福祉課 茨城県行方市玉造甲404 0299-55-0111	事後	
	I－8 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	行方市保健福祉部こども福祉課 茨城県行方市玉造甲404 0299-55-0111	行方市市民福祉部こども福祉課 茨城県行方市玉造甲404 0299-55-0111	事後	
	IV－1 提出する特定個人情報保護評価書の種類	(追加)		事後	
	IV－2 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	(追加)		事後	
	IV－3 目的を超えた紐付け事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	(追加)		事後	
	IV－3 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	(追加)		事後	
	IV－4 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	(追加)		事後	
	IV－5 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	(追加)		事後	
	IV－6 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	(追加)		事後	
	IV－6 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	(追加)		事後	
	IV－7 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	(追加)		事後	
	IV－8 実施の有無	(追加)		事後	
	IV－9 従業者に対する教育・啓発	(追加)		事後	
令和2年12月18日	I－4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第7号 別表第二(第12, 13, 15の項)	【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第7号 別表第二(第12, 13, 15の項) 【情報提供の根拠】 ・実施しない	事後	
	II－いつ時点の計数か	令和1年6月28日	令和2年12月18日	事後	
	IV－6 情報提供ネットワークシステムとの接続	「接続しない(提供)」に○の記載なし	「接続しない(提供)」に○の追記	事後	
令和4年3月11日	I－1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	①申請に基づき保育所への入退所を管理 1. 申請受付(宛名参照) 2. 入所選考会議 3. 入所決定 4. 入所承諾通知 ②世帯状況、世帯員の税額等を参照し、徴収基準表をもとに保育料を決定、徴収 1. 口座申込 2. 家族住民税参照 3. 料金計算 4. 保育料決定通知 5. 口座振替依頼(納付書作成) 6. 振替(納付)結果消込 ③運営費報告資料の作成 1. 児童数集計(月報) 2. 運営費集計(年度報)	①申請に基づき保育所への入退所を管理 1. 申請受付(宛名参照) 2. 入所選考会議 3. 入所決定 4. 入所承諾通知 ②世帯状況、世帯員の税額等を参照し、徴収基準表をもとに保育料を決定、徴収 1. 口座申込 2. 家族住民税参照 3. 料金計算 4. 保育料決定通知 5. 口座振替依頼(納付書作成) 6. 振替(納付)結果消込 ③運営費報告資料の作成 1. 児童数集計(月報) 2. 運営費集計(年度報) 申請・届出等は窓口、郵送、及びサービス検索・電子申請機能で受領する。 処分通知等は郵送、マイナポータルのお知らせ機能で通知する。	事後	
	I－1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	保育料システム、宛名管理システム、中間サーバー	保育料システム、宛名管理システム、中間サーバー、マイナポータル、いばらき電子申請・届出サービス	事後	
	I－4. 情報共有ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第7号 別表第二(第12, 13, 15の項) 【情報提供の根拠】 ・実施しない	【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号 別表第二(第12, 13, 15の項) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(以下、「別表第二の主務省令」という。) 第10条の2、第10条の3、第11条の2 【情報提供の根拠】 ・実施しない	事後	
	II－いつ時点の計数か	令和2年12月18日	令和4年1月26日	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年3月1日	I-1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	①申請に基づき保育所への入退所を管理 1. 申請受付(宛名参照) 2. 入所選考会議 3. 入所決定 4. 入所承諾通知 ②世帯状況、世帯員の税額等を参照し、徴収基準表をもとに保育料を決定、徴収 1. 口座申込 2. 家族住民税参照 3. 料金計算 4. 保育料決定通知 5. 口座振替依頼(納付書作成) 6. 振替(納付)結果消込 ③運営費報告資料の作成 1. 児童数集計(月報) 2. 運営費集計(年度報) 申請・届出等は窓口、郵送、及びサービス検索・電子申請機能で受領する。 処分通知等は郵送、マイナポータルのお知らせ機能で通知する。	①申請に基づき保育所への入退所を管理 1. 申請受付(宛名参照) 2. 入所選考会議 3. 入所決定 4. 入所承諾通知 ②世帯状況、世帯員の税額等を参照し、徴収基準表をもとに保育料を決定、徴収 1. 口座申込 2. 家族住民税参照 3. 料金計算 4. 保育料決定通知 5. 口座振替依頼(納付書作成) 6. 振替(納付)結果消込 ③運営費報告資料の作成 1. 児童数集計(月報) 2. 運営費集計(年度報) ④必要に応じて、公金受取口座情報を活用した給付を行う 申請・届出等は窓口、郵送、及びサービス検索・電子申請機能で受領する。 処分通知等は郵送、マイナポータルのお知らせ機能で通知する。	事前	
	I-4情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第7号 別表第二(第12、13、15の項) 【情報提供の根拠】 ・実施しない	【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第7号 別表第二(第12、13、15の項) ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則 第2条第42項 【情報提供の根拠】 ・実施しない	事前	
	II-いつ時点の計数か	令和4年1月26日	令和5年2月1日	事後	
令和5年5月17日	I-1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	保育料システム、宛名管理システム、中間サーバー、マイナポータル、いばらき電子申請・届出サービス	保育料システム、宛名管理システム、中間サーバー、マイナポータル、いばらき電子申請・届出サービス、申請管理システム	事前	
令和6年3月1日	II-いつ時点の計数か	令和5年2月1日	令和6年2月5日	事後	
令和6年3月29日	I-5評価実施機関における担当部署名①部署	市民福祉部こども福祉課	市民福祉部こども課	事前	
	I-5評価実施機関における担当部署名②所属長の役	こども福祉課長	こども課長	事前	
	I-7.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	行方市市民福祉部こども福祉課 茨城県行方市玉造甲404 0299-55-0111	行方市市民福祉部こども課 茨城県行方市玉造甲404 0299-55-0111	事前	
	I-8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連	行方市市民福祉部こども福祉課 茨城県行方市玉造甲404 0299-55-0111	行方市市民福祉部こども課 茨城県行方市玉造甲404 0299-55-0111	事前	
令和6年11月1日	I-1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	保育料システム、宛名管理システム、中間サーバー、マイナポータル、いばらき電子申請・届出サービス、申請管理システム	保育料システム、宛名管理システム、中間サーバー、マイナポータル、いばらき電子申請・届出サービス、申請管理システム、EUCシステム、庁内データ連携システム	事前	
	IV-8 人手を介在させる作業	(追加)		事後	
	IV-11 もっとも優先度が高いと考えられる対策	(追加)		事後	
令和7年3月7日	法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」と表記)第9条第1項 別表第一 第8項	・番号法第9条第1項別表9の項	事後	番号法改正に伴う変更
	②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号 別表第二(第12、13、15の項) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(以下、「別表第二の主務省令」という。) 第10条の2、第10条の3、第11条の2 ・公的給付の支給等の迅速かつ正確な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規定第2条第42項 【情報提供の根拠】 ・実施しない	【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表14、15、17の項 ・公的給付の支給等の迅速かつ正確な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規定第2条第42項 【情報提供の根拠】 ・実施しない	事後	番号法改正に伴う変更
	II-いつ時点の計数か	令和6年2月5日	令和7年1月20日	事後	